

法人市民税 Q & A

Q 1. 法人を新しく設立したのですが、法人市民税の関係では、どのような手続きが必要ですか。

A 1. 設立から2ヶ月以内に「法人等の（設立等・異動）届出書」を提出してください。添付書類は定款と登記簿謄本（共にコピー可）です。「法人等の（設立等・異動）届出書」は、田村市のホームページからダウンロードできます。

Q 2. 他市から田村市に事務所を移転しましたが、どのような届が必要ですか。

A 2. 田村市に、「法人等の（設立等・異動）届出書」を提出してください。添付書類は、定款と登記簿謄本（共にコピー可）です。「法人等の（設立等・異動）届出書」は、田村市のホームページからダウンロードできます。

Q 3. 法人の代表者が変わりましたが、届が必要ですか。

A 3. 「法人等の（設立等・異動）届出書」を提出してください。添付書類は、変更内容が確認できる登記簿謄本（コピー可）です。「法人等の（設立等・異動）届出書」は田村市のホームページからダウンロードできます。

Q 4. 本店の住所が変わりましたが、届が必要ですか。

A 4. 「法人等の（設立等・異動）届出書」を提出してください。添付書類は、変更内容が確認できる登記簿謄本（コピー可）です。「法人等の（設立等・異動）届出書」は田村市のホームページからダウンロードできます。

Q 5. 法人の代表者住所が変わりましたが、届が必要ですか。

A 5. 必要ありません。

Q 6. 法人を解散、または清算した場合の届出について教えてください。

A 6. 法人を解散または清算した場合は、「法人等の（設立等・異動）届出書」を提出してください。添付書類は、変更内容が確認できる登記簿謄本（コピー可）です。「法人等の（設立等・異動）届出書」は田村市のホームページからダウンロードできます。

Q 7. 事業休業しますが、届が必要ですか。

A 7. 「法人等の（設立等・異動）届出書」を提出してください。添付書類は必要ありません。「法人等の（設立等・異動）届出書」は田村市のホームページからダウンロードできます。

Q 8. 事業を休んでいる間は、法人市民税の申告・納付が必要ですか。

A 8. 必要ありません。

Q 9. 個人事業を始めましたが、届が必要ですか。

A 9. 必要ありません。郡山税務署に届が必要な場合があります。

Q 10. 法人市民税の申告は、電子申告サービスを利用できますか。

A 10. eLTAX（エルタックス）での電子申告が可能です。
ぜひご利用ください。